

中学校3年生・保護者の皆様へ…

千葉県私立高校保護者の負担軽減に関するお知らせ

＝平成30(2018)年度版＝

就学支援金

国の制度



私立高校に在学する生徒に
就学支援金が助成されます。

授業料減免制度 入学金軽減制度

千葉県の制度



経済的な理由により授業料等の
納付が困難な場合に授業料等を
免除される制度です。

奨学のための給付金

千葉県の制度

経済的な理由により
教育費負担が厳しい世帯に
給付金を支給します。

奨学金

千葉県の制度



私立高校生が利用できる
奨学金制度です。



千葉県私立中学高等学校協会

就学支援金（国の制度）

平成22年3月31日に高等学校無償化法が成立し、平成22年4月から私立学校等に在学する生徒を対象に就学支援金が支給され、学校が代理受領して授業料に充当します。各私立高校が定めている授業料から、就学支援金を差し引いた額が、保護者の納付額となります。就学支援金の申請は、私立高校に入学後に行います。

平成26年度から法律が改正され、保護者の市町村民税所得割額による支給基準が変更になり、平成30年7月分から従前の市町村民税所得割額に加え、道府県民税所得割額も合算した額で判定するように支給基準が変更になりました。

〈全日制課程〉

道府県民税及び市町村民税所得割額	年収の目安*	就学支援金支給額(月額)	
0円(非課税)	約250万円程度	2.5倍	24,750円
85,500円未満	約250万円程度～約350万円程度	2.0倍	19,800円
257,500円未満	約350万円程度～約590万円程度	1.5倍	14,850円
507,000円未満	約590万円程度～約910万円程度	基本額	9,900円
507,000円以上	約910万円以上	対象外	

〈通信制課程〉 ※学校により、全日制課程と同様に支給される場合があります。

道府県民税及び市町村民税所得割額	年収の目安*	就学支援金支給額(1単位あたり)	
0円(非課税)	約250万円程度	2.5倍	12,030円
85,500円未満	約250万円程度～約350万円程度	2.0倍	9,624円
257,500円未満	約350万円程度～約590万円程度	1.5倍	7,218円
507,000円未満	約590万円程度～約910万円程度	基本額	4,812円
507,000円以上	約910万円以上	対象外	

※年収の目安は、4人家族世帯の概ねの目安です。

※支給額は、保護者の道府県民税及び市町村民税所得割額により決定します。

※道府県民税及び市町村民税所得割額は、課税証明書(市町村役所で発行)で確認します。

※支給額は、1ヶ月あたりの上限額です。授業料が支給額を下回る場合は、支給額=授業料(月額)となります。

奨学のための給付金（千葉県の制度）

保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金制度があります。保護者が、千葉県内在住が要件となります。

支払区分		給付額(年額) 全日制	給付額(年額) 通信制
生活保護受給世帯の高校生等		52,600円	52,600円
保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等	以下の(1)～(3)を除く高校生等	89,000円	38,100円
	(1)当該世帯に扶養されている全日制・定時制の高等学校等に在籍している兄弟がいる高校生等	138,000円	
	(2)当該世帯に扶養されている高等学校等に在籍していない15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等 (3)通信制の高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる高校生等		

授業料減免制度（千葉県の制度）

千葉県では、私立学校等に在学する生徒を対象に、保護者の経済的な理由により授業料の納入が困難な場合に、授業料の全額または一部(2/3)を免除する制度があります。

授業料が免除された場合でも、返済する必要はありません。

千葉県外の私立学校に在学している生徒は、対象になりません。

授業料減免制度の申請は、私立学校入学後に行います。

保護者の経済的な状況	補助限度
①生活保護を受給されている世帯 ②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が85,500円未満	授業料から就学支援金を除いた額
③道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が、292,500円以下	授業料の2/3から就学支援金を除いた額

※道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、課税証明書(市町村役所で発行)で確認します。

入学金軽減制度（千葉県の制度）

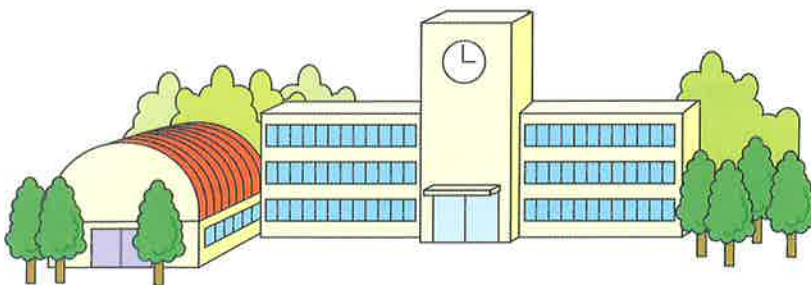
千葉県には、私立学校に在学する生徒を対象に、保護者の経済的な理由により入学金を軽減(入学後に還付)する制度があります。

入学金軽減制度は、私立学校入学後に申請します。

千葉県外の私立学校に在学している生徒は、対象になりません。

保護者の経済的な状況	入学金軽減額
①生活保護を受給されている世帯 ②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が85,500円未満	入学金の1/2に相当する額または5万円の低い額

※道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、課税証明書(市町村役所で発行)で確認します。



奨学金

私立高校生も利用できる、千葉県の奨学金制度です。

千葉県奨学資金は、私立高校入学後に申請しますが、高校進学のため中学校3年生時に奨学金を予約する制度もあります。

千葉県奨学資金以外に、学校独自の奨学金制度や特待生制度を設けている私立学校がありますので、各学校にお問い合わせください。

名 称		千葉県奨学資金
実 施		千葉県教育委員会(教育庁財務課)
問 合 せ 先		☎043(223)4027
補助(貸付)月額		10,000円・20,000円・30,000円から選択
対 象 者	居住要件	保護者が県内在住
	成績要件	なし
	収入要件 ※親権者全員の収入	〈参考〉4人世帯 給与所得の世帯 約735万円以下 給与所得以外の世帯 約340万円以下
	その他の要件	・修学意欲があり、性行が正しい者 ・母子・父子・寡婦福祉法に基づく修学に必要な資金の貸付を受けていない者 ・経済的理由により修学が困難な者

※奨学金は、本人が高校を卒業後、定められた期間で返済します。
大学等へ進学した場合の在学期間の返済猶予制度もあります。

私立高校保護者の負担軽減に関するお知らせ掲載のホームページ

千葉県の修学援助制度

[http:// www.pref.chiba.lg.jp/](http://www.pref.chiba.lg.jp/)

(千葉県ホーム>教育>私立学校>学費等の助成制度)

千葉県教育委員会

[http:// www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/](http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/)

(千葉県教育委員会ホーム>財務課>奨学金 就労援助)

千葉県私立中学高等学校協会

<http://chibashigaku.jp/>

(千葉県私立中学高等学校協会ホーム>奨学金制度)

